

資料提供（投げ込み） 令和3年8月27日（金）	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 (電話059-229-3293)	教育研究支援担当参事 (兼) 教育研究支援課長 伊藤 雅子

緊急事態宣言発令に伴う 津市立小学校等の新学期の開始に関する対応について

この度、三重県に発令された「緊急事態宣言」に伴い、津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園の新学期に係る対応について、下記のとおりとします。

記

1 新学期の対応について

令和3年9月1日（水）から同月10日（金）までの期間を、健康管理徹底期間とします。

小・中・義務教育学校においては、児童生徒の健康状態の把握を徹底するとともに、児童生徒同士の接触のリスクを低減するため、午前中授業（給食がある場合は、給食後下校）とし、午後からは、タブレット端末等を活用した自宅学習等とします。

また、自宅にインターネット環境がない場合及び放課後児童クラブを利用している児童生徒等については、学校において、一定の時刻までタブレット端末を活用した学習等を行います。

なお、タブレット端末を活用した学習の開始日等は、各学校の状況に応じて設定します。

幼稚園においては、園児の健康状態の把握を徹底するとともに、園児同士の接触のリスクを低減するため、午前中保育（給食がある場合は、給食後降園）とします。

2 感染症対策の徹底について

健康管理徹底期間後も引き続き感染症対策を徹底することとし、当面の間、次のとおり措置を継続して実施します。

(1) マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠等、「衛生管理マニュアル」に基づき、基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなど、学校・園内での感染防止対策を徹底します。

(2) 校舎等に入る前に、登校・登園時の検温結果（健康観察カード等）の確認及び健康状態の把握を徹底します。また、児童、生徒及び園児に発熱があった場合だけでなく、同居の家族が体調不良の場合にも登校・登園を控えるようにします。

(3) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、宣言が解除されるまで延期を検討します。

3 教育活動について

授業参観、進路説明会、講演会等一定の人数が来校するような活動、修学旅行、遠足、現場学習、運動会等の行事については、延期をします。

4 部活動について

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの活動は中止とします。

5 教育長のメッセージ

令和3年8月27日（金）に緊急事態宣言発令に伴う対応に関する教育長のメッセージを津市ホームページに掲載します。